

1 はじめに

2 日本における被害者支援の歴史

- ・昭和 55 年 犯罪被害者等給付金支給法成立
- ・平成 3 年 犯罪被害給付金制度発足 10 周年記念シンポジウム
- ・平成 4 年 東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」設立・被害者実態調査
- ・平成 8 年 警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、庁内に「被害者対策室」設置
- ・平成 10 年 「全国被害者支援ネットワーク」設立・19 年 9 月現在、46 ヶ所に設置
- ・平成 16 年 12 月「犯罪被害者等基本法」成立、
- ・平成 17 年 4 月「犯罪被害者等基本法」施行 内閣府に「犯罪被害者等施策推進室」設置
- ・平成 17 年 12 月「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
- ・平成 18 年 4 月 基本計画の実施に向け関係省庁に於いて検討中。
さらに、3 つの検討会が設置される。 経済的支援に関する検討会 支援のための連携に関する検討会 民間団体への援助に関する検討会。

3 被害者の精神的症状

(1) 被害直後に起きてくる症状

ショックによる、感情や感覚の麻痺
動悸、過呼吸、手足の冷感等
恐怖、不安等
被害に遭ったことへの否認

(2) 長年に亘り苦しむ症状

急性ストレス障害

PTSD (心的外傷後ストレス傷害) の症状

過覚醒・・・神経過敏になり、いつも不安を感じる。イライラして落ち着かない。
感情コントロールができない等。

フラッシュバック・・・突然事件の記憶が甦り、苦痛を感じる。悪夢を見る等。

回避・・・事件や亡くなった人に関することを避ける。周囲で起きていることに対する現実感がなくなり記憶力等が落ちる等。

(3) その他、認知面の変化等

自尊心を失い、孤立感を強く感じる。

人や社会への信頼感を失い、疎外感を感じる。

社会への安全感を失い、いつも不安を抱えている。

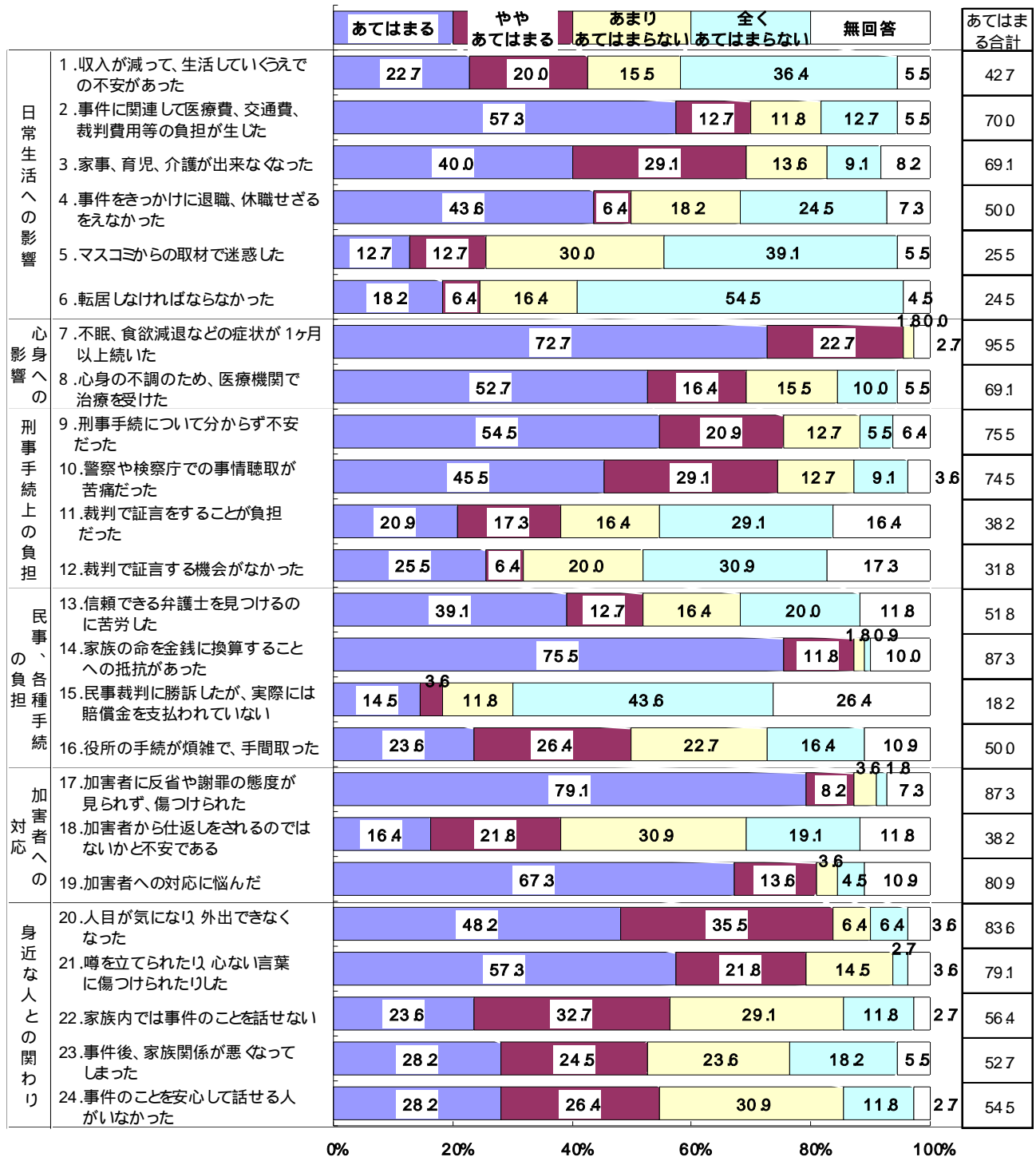
自責の念を強く感じ自尊心を持つことができない。

自分は生きている価値があるとは思えない。

4 犯罪被害者遺族が被害後に苦悩した問題

(当センターで実施した被害者遺族 110名へのアンケート調査結果から)平成 18年 12月実施

「被害に遭った後、どのような問題に苦悩したか」という設問であげられた 24項目に対して 4段階で回答を求めた結果から。

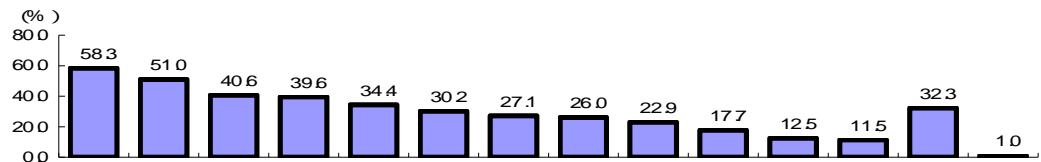


5 二次的被害を受けた相手

二次的被害の有無に「ある」と回答した人（96人：87.3%）に対して、「誰（どこ）から二次的被害を受けたか」について13項目を提示し回答を求めた。（複数回答）

13項目のうち、「近所の人から」（58.3%）、「警察から」（51.0%）、「弁護士から」（40.6%）以下「親戚から」「検察庁から」と続く。

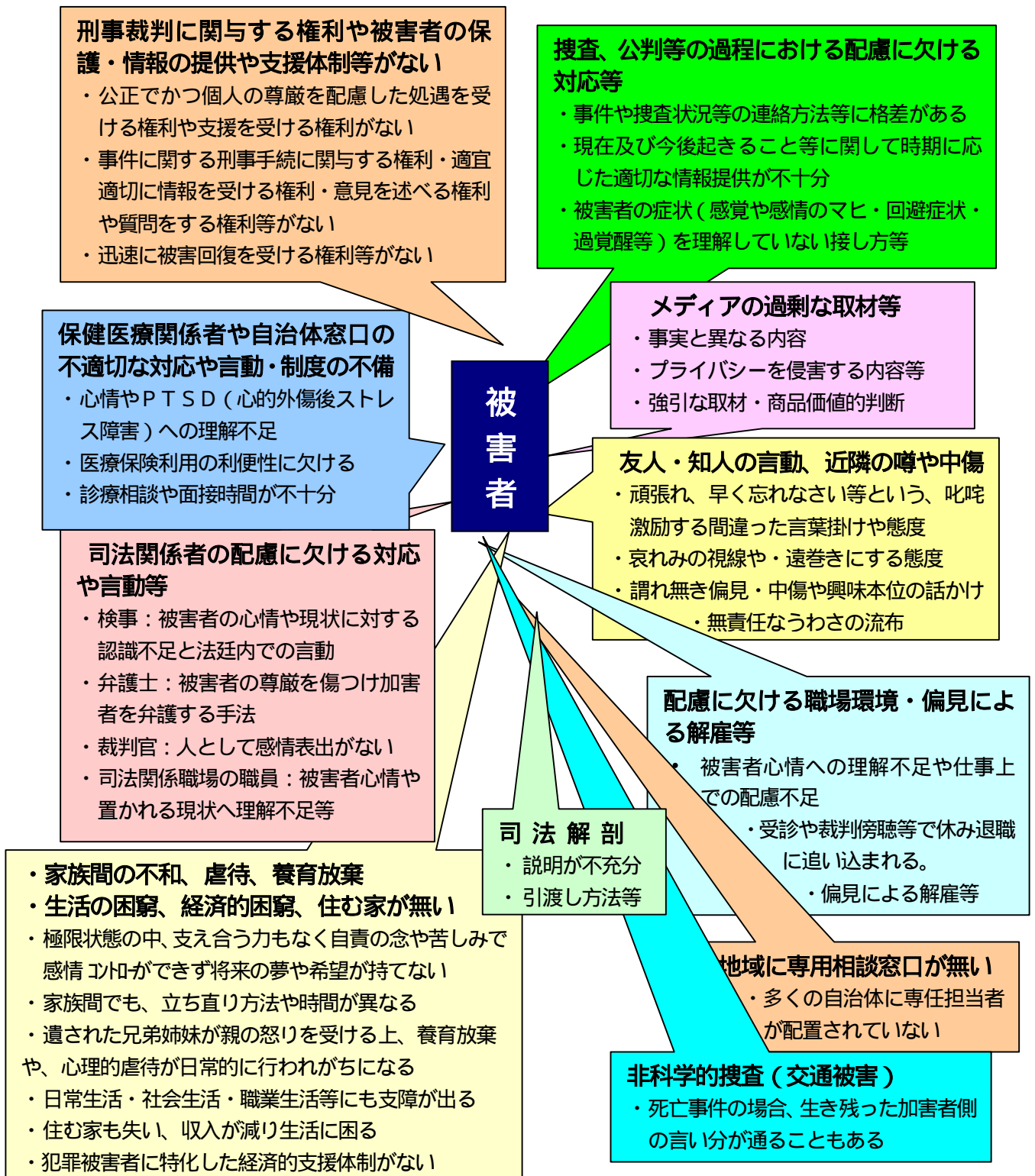
近所の人や親戚等の身近な人や、警察、検察庁、弁護士等の事件直後から関わる人から二次的被害を受けている割合が他の項目より高くなっている。



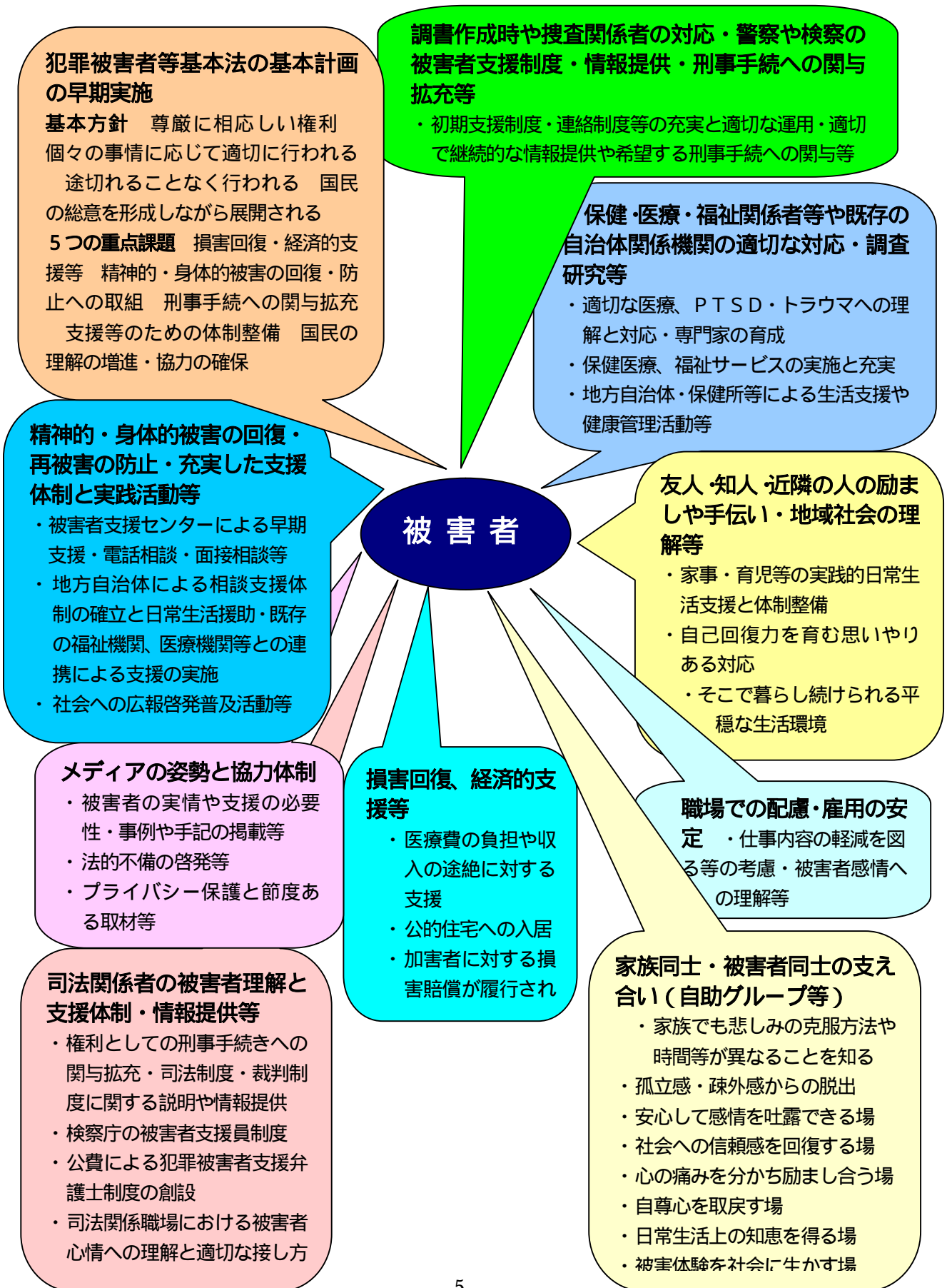
		回答者数	近所の人から	警察から	弁護士から	親戚から	検察庁から	職場から	裁判所から	マスコミから	病院から	役所から	センタースタッフから	被害者支援から	その他から	無回答
全体	(人)	96	56	49	39	38	33	29	26	25	22	17	12	11	31	1
	(%)		58.3	51.0	40.6	39.6	34.4	30.2	27.1	26.0	22.9	17.7	12.5	11.5	32.3	1.0
性別	男性	21	47.6	47.6	47.6	23.8	42.9	19.0	33.3	14.3	28.6	14.3	9.5	4.8	23.8	0.0
	女性	72	62.5	51.4	37.5	44.4	30.6	34.7	26.4	30.6	19.4	18.1	12.5	12.5	34.7	1.4
年代別	20代	3	100.0	100.0	100.0	66.7	66.7	100.0	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0
	30代	11	45.5	90.9	36.4	54.5	54.5	45.5	36.4	27.3	36.4	45.5	18.2	9.1	45.5	0.0
	40代	17	52.9	29.4	17.6	41.2	35.3	52.9	23.5	29.4	23.5	23.5	0.0	5.9	47.1	0.0
	50代	31	64.5	45.2	38.7	45.2	32.3	22.6	32.3	16.1	9.7	9.7	12.9	12.9	19.4	0.0
	60代	20	55.0	60.0	50.0	30.0	30.0	15.0	25.0	30.0	40.0	10.0	15.0	10.0	20.0	5.0
	70代	6	50.0	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	50.0	0.0
事件別	殺人・傷害致死	33	42.4	39.4	42.4	42.4	27.3	21.2	18.2	42.4	15.2	15.2	9.1	9.1	30.3	3.0
	交通被害	56	67.9	57.1	42.9	35.7	42.9	33.9	33.9	17.9	28.6	17.9	14.3	12.5	33.9	0.0
	過失致死・事故	6	50.0	66.7	16.7	50.0	0.0	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0
被害者との関係	配偶者	11	45.5	81.8	45.5	45.5	63.6	36.4	45.5	18.2	27.3	9.1	9.1	0.0	45.5	0.0
	親	75	58.7	42.7	38.7	36.0	28.0	28.0	24.0	25.3	21.3	18.7	10.7	9.3	30.7	1.3
	子ども	7	71.4	71.4	28.6	57.1	28.6	14.3	28.6	14.3	28.6	28.6	14.3	14.3	28.6	0.0
	きょうだい	3	66.7	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	66.7	100.0	33.3	0.0
経過年数	1年～3年未満	20	60.0	60.0	30.0	55.0	45.0	45.0	25.0	20.0	25.0	30.0	15.0	15.0	50.0	0.0
	3年～5年未満	7	42.9	28.6	42.9	57.1	28.6	0.0	14.3	14.3	28.6	28.6	14.3	14.3	28.6	0.0
	5年～10年未満	33	63.6	45.5	42.4	36.4	39.4	30.3	27.3	24.2	27.3	15.2	12.1	18.2	27.3	3.0
	10年以上	36	55.6	55.6	44.4	30.6	25.0	27.8	30.6	33.3	16.7	11.1	11.1	2.8	27.8	0.0

上位3位に網掛け

6 犯罪被害者が事件後さらに傷つくこと（二次被害）

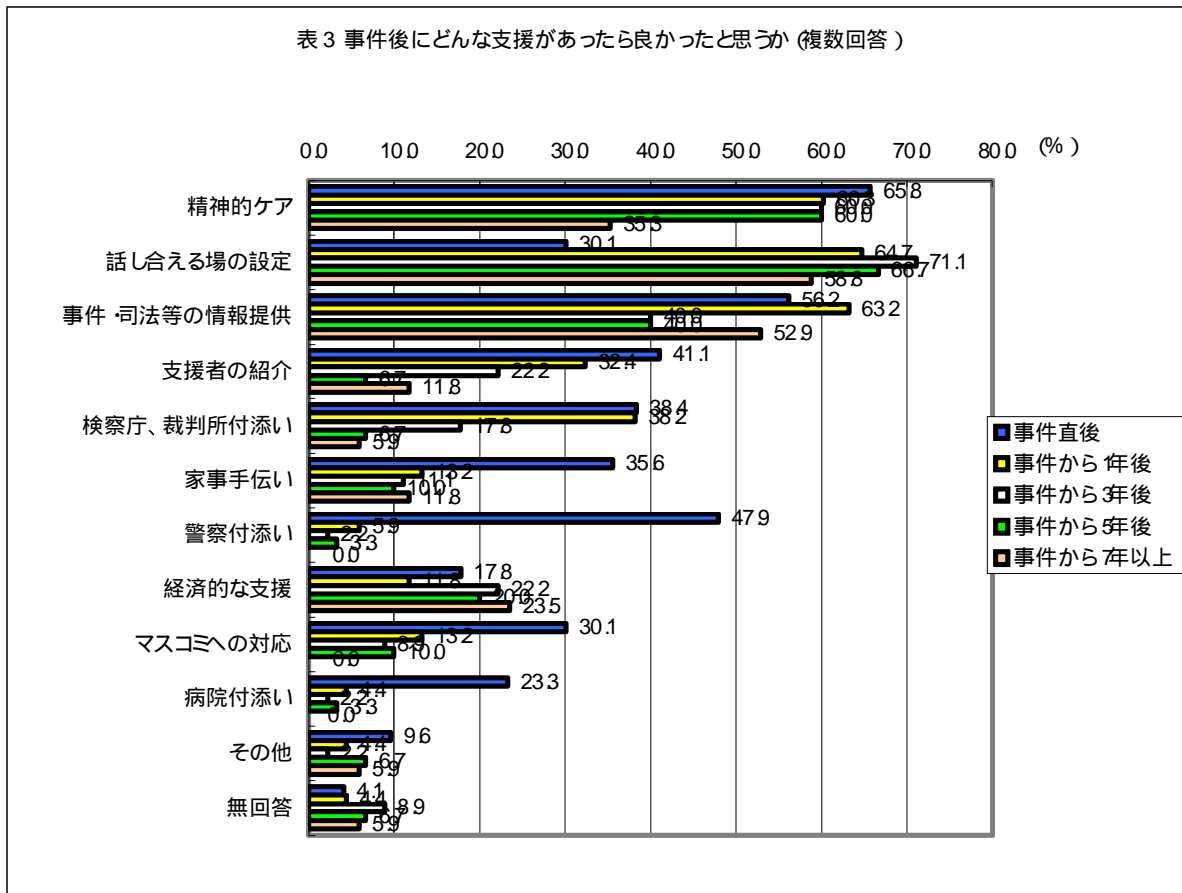


7 犯罪被害者に必要な支援



8 犯罪被害者遺族が求める支援

当センターで実施した、被害者遺族 73 名へのアンケート調査結果から) 平成 13 年 1 月実施



9 調査から分かったこと

事件直後に必要と考えられる支援

事件から 1 年経過した時点で必要とされる支援

事件から 3 年経過した時点で必要とされる支援

事件から 5 年から 7 年以上経過した時点での支援

犯罪被害者遺族が求める支援内容のまとめ

- ・ 被害直後の遺族は茫然自失状態なので、支援者側が積極的に介入し判断し、必要な支援を適切な時期に関係機関とも連携しながら、適切に提供する。
- ・ 精神的支援として、すべての感情を受け止めながら犯罪を受けることにより起きている正常な反応であることを伝え、破壊された自尊心や健全な自己愛をもう一度構築し生きる希望を持つことができるようになる。また、電話相談・面接相談等が身近な所で受けることができ、必要に応じ専門家の治療が受けられる制度の充実。
- ・ 多くの遺族は仲間との交流を求めているため、参加しやすいように身近な所で参加できる自助グループを設立するための支援と、効果的に運営するための支援。
- ・ 現在不足している家事手伝い等の日常生活支援や、経済的支援については、既存の福祉関係機関との連携を密にし、サービスを提供する制度作りなど。

・一生に亘る被害者の苦痛を受け止め、いつでも身近で相談できる制度の充実。

10 犯罪被害者と話しをする時配慮すべきこと

(1) 話す側のとまどい

話しても分かってもらえないのではないか。
この人をどこまで話せば良いのかわからない。
聞かれないことや、話したくないことを聞かれないだろうかと不安。
興味本位に聞かれ不快な思いをしたくない。
話すことで辛いことを思い出したくない。
被害を現実のこととは思っていないのに、話すことで現実になったら困る。
哀れまれるのは嫌だ。

(2) 聞く側のとまどい

どのような言葉掛けが適切なかが不安。
精神的な相談はできれば避けたい。
今日は深刻な話を聞きたくない。
専門外のことを聞かれた時、どう応えれば良いのか、質問に答えられるだろうか等と不安

(3) 話しを聞く時の注意

自己紹介をしっかりする。
話し出すのをゆっくり待ち、早く話しを聞こうとせかさない。本当に辛いことは話せない。
どのような理由があっても、話しを途中で止めたり話題を変えない。
途中で止められると、話していることに価値がないと思われるか、聞きたくないと思っ
ていると思われる。

被害者の心情や感情はそのまま認め共感し、そして支持をする。
感情は感情で良い悪いではないので、安心して話せることが大切。
被害者が本当に求めているものは何なのかを注意深く見極める。
関係ない話から始めることが多い。

必要としている情報を、適切な時期に適切に提供する。
遺族には適切な情報提供が必要。時期を逸すると一生後悔することになる。
話しをした内容は誰にも知られず、秘密は守られることを伝える。
被害者の悲哀・恐怖・罪悪感・怒り等は、心に閉じ込めないで外へ出してよいものであり、
すべての感情は受け入れてもらえる、という安心感を与える。

被害者の持つ自己回復力を損なわせないために、何事も被害者自身で決めることが出来る
対応をする。

お茶が良いか、水が良いか。来所は何時が良いか。自分で決めることの積み重ねが大切。
何か行動を起こす時は、理性的判断のもとに行なうようにすすめる。

被害から回復する時間や方法は人により異なるが、長い時間がかかることを伝える。
被害者の悲嘆から離れないように話しを聞き、今後予想される状態を伝える。

11 犯罪被害者にしてはいけないこと

罪悪感を助長する。
被害の状況を他の人と比べる。
強くなり、しっかりと頑張るようにと励ます。
「そう思うものではない…」等と言う。
個人としての政治的信条・宗教観・道徳観・価値観等を押し付ける。
話をする時、被害者の苦悩から離れ話題を変えたり話しを止めたりする。
個人としての感情を出さず、立場としてとか機関の人間としてのみの対応をする。
出来ないことを約束する。…裏切られたという気持ちが大きくなる。

12 おわりに

資料 1 犯罪被害者等基本法

前文

第一章 総則（第一条 第十条）

第二章 基本的施策（第十一条 第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条 第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「確保」の下に「、犯罪被害者等の権利利益の保護」を加え、同条第三項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第 号)第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

「

消費者政策会議	消費者基本法
---------	--------

 」

を

「

犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
消費者政策会議	消費者基本法

 」

に改める。

資料 2 犯罪被害者等基本計画

1 基本方針 重点課題 計画期間

(1) 基本方針

「4つの基本方針」

尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

すべての犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する

個々の事情に応じて適切に行われる

犯罪被害者等の施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

途切れることなく行われること

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとする。

国民の総意を形成しながら展開されること

国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 重点課題

「5つの重点課題」

損害回復 経済的支援等への取組

基本法 第 12条...損害賠償の請求についての援助等

- ・ 損害賠償に関し刑事手続きの成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

基本法 第 13条...給付金の支給に係る制度の充実等

- ・ 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
- ・ 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
- ・ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減
- ・ 医療保険利用の利便性確保

基本法 第 16条...居住の安定

- ・ 公営住宅への優先入居等
- ・ 被害直後及び中期的な居住場所の確保

基本法 第 17条...雇用の安定

事業主の理解の増進

精神的 身体的被害の回復・二次被害や再被害の防止への取組

基本法 第 14条...保健医療サービス及び福祉サービスの提供

- ・ 重度の PTSD 等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施
- ・ PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大
- ・ 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

- ・犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施

基本法 第 15条...安全の確保

- ・加害者に関する情報提供の拡充
- ・犯罪被害者等に関する情報の保護

基本法 第 19条...保護・捜査・公判の過程における配慮等

- ・職員等に対する研修の充実等
- ・ビデオリンク等の措置の適正な運用
- ・検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

刑事手続きへの関与拡充への取組

基本法 第 18条...刑事に関する手続きの機会を拡充するための制度の整備等

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与できることのできる制度の検討及び施策の実施

- ・冒頭陳述などの内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施
- ・公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等
- ・犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実
- ・国民に分かりやすい訴訟活動
- ・保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実
- ・上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等
- ・少年保護事件に関する意見の聴取等各書制度の周知徹底
- ・少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施
- ・公的弁護人制度の導入の是非に関する検討
- ・日本司法支援センターによる支援
- ・刑事の手続きに関する情報提供の充実
- ・捜査に関する適切な情報提供
- ・交通事故捜査の体制強化
- ・交通事故に関する講義の充実
- ・不起訴事案に関する適切な情報提供
- ・検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力
- ・検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実
- ・判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実
- ・判決後確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充
- ・保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施
- ・犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び思索の実施
- ・受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用
- ・犯罪被害者等の意見を踏まえた適切な加害者処遇の推進
- ・犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等
- ・仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実
- ・犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施
- ・矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

支援等のための体制整備への取組

基本法 第 11条...相談及び情報の提供等

- ・どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制づくりのための検討及び施策の実施

- ・犯罪被害者団体専用ポータルサイトの開設
- ・更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

基本法 第 21条...調査研究の推進等

犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

基本法 第 22条...民間の団体に対する援助

民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

国民の理解の増進と配慮 協力の確保への取組

基本法 第 20条...国民の理解の増進

学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

- ・「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

犯罪被害者等に関する個人情報保護

(3) 計画期間

基本計画の閣議決定から平成 22年度までの約 5カ年